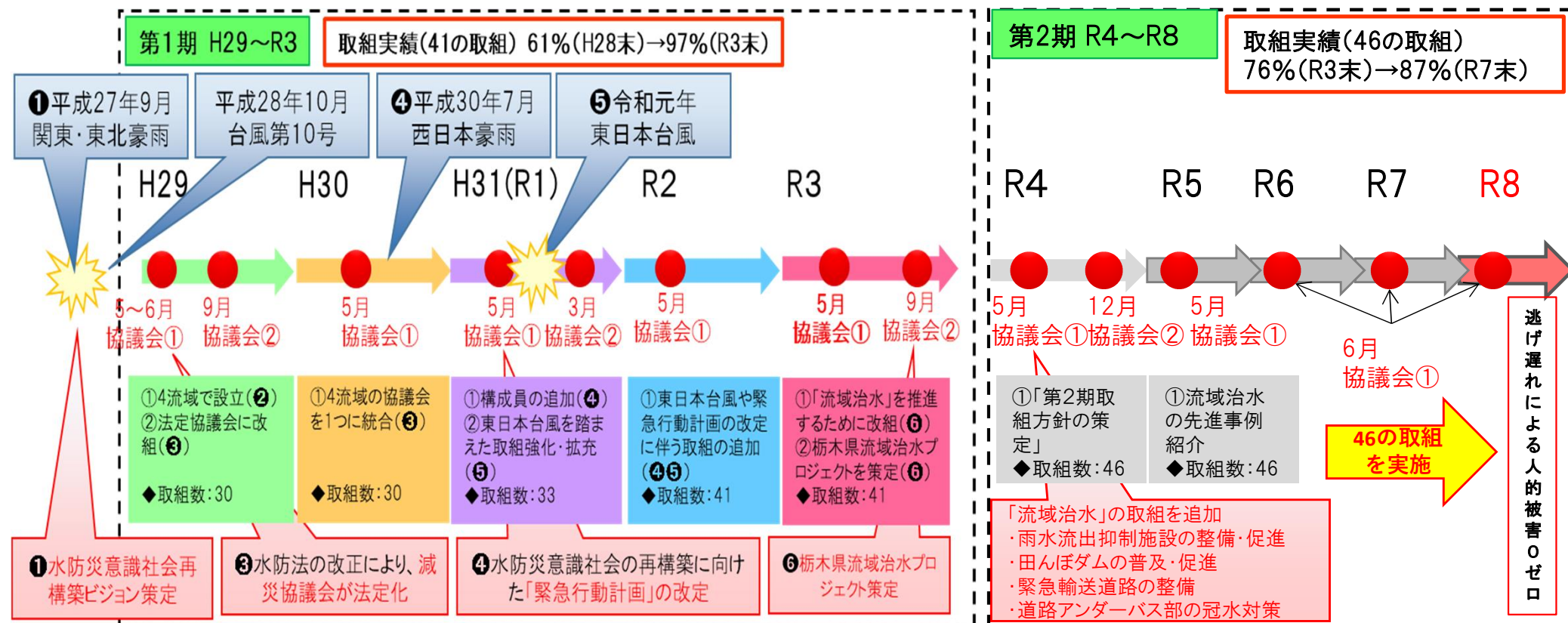


- ①平成27年関東・東北豪雨の甚大な被害を受け、国土交通省では「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定。
- ②本県では、平成29年に県内を4流域に分け減災対策協議会を設立。
- ③水防法改正（H29. 6. 19）を受け、平成29年10月に水防法に基づく協議会とし、平成30年5月に4流域の協議会を1つに統合。
- ④平成30年西日本豪雨の被災を受け、国土交通省では水防災意識社会の再構築に向けた「緊急行動計画」を改定し、土砂災害やダムに関する取組を追加。
- ⑤令和2年度の協議会では、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、取組を強化・拡充したほか、「緊急行動計画」の改定で示された各種ソフト対策についても取組に追加。
- ⑥「流域治水」を計画的に推進するため、令和3年5月に本協議会を改組するとともに、令和3年9月に「栃木県流域治水プロジェクト」を策定・公表。



資料 2

[illegible]